

浜松市奨学金返還支援について

浜松市の将来を担う産業人材の確保及び若者の移住・定住を促進するため、市と市内の中小企業（認定企業）が半分ずつ費用を負担し、認定企業に就職した満30歳以下の方を対象に奨学金返還の支援を行っております。この度、UIJターン就職と中途採用のさらなる促進及び定着支援の強化を図るため、令和6年4月1日より支援内容を拡充し、交付対象者の認定申請受付を開始しています。

1 奨学金返還支援の対象者（以下のすべての条件を満たす方）

- ・2025年新卒者又は2025年3月末において満30歳以下の方
- ・認定企業へ正社員として就職し、交付申請時点で浜松市に住民登録がある方
- ・独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金、その他自治体が実施する貸与型奨学金などを返還または返還している方
- ・奨学金を対象とした他の機関からの助成を受けていない方

【拡充内容】対象者を「既卒3年未満」→「満30歳以下」へ

2 補助金の額

1人当たり、年間最大18万円を6年間補助します。（6年間で最大108万円）

【拡充内容】支援期間を「3年間（54万円）」→「6年間（108万円）」へ

3 対象者の募集人数

年間50名程度

4 認定企業について

認定企業は112社（令和6年4月1日現在）でJOBはま！から確認できます。

（下記QRコード）

※認定企業は、新入社員の奨学金返還支援補助金の費用に充てるための協力金（補助金の1/2、1人当たり年間最大9万円）を市に納付していただける市内中小企業で、中小企業からの申請により市が認定します。



5 申請方法

<2024年4月～9月>転職者

認定企業内定後に提出書類（①交付対象者認定申請書（第5号様式）、②認定企業の内定が確認できる書類の写し、③奨学金の借入金額の月額及び総額が確認できる書類）を郵送または窓口（産業振興課）へ持参

<2024年10月～2025年3月>2025年新卒者・転職者

認定企業内定後にJOBはま！から電子申請、または上記提出書類を郵送または窓口（産業振興課）へ持参

6 奨学金返還支援事業のスケジュール（新卒者の例）

※転職者の方は下記のスケジュールに該当しない場合があるため、詳しくはJOBはま！又は産業振興課へお問い合わせください。

